
令和5年度第1回

「埼玉県子供読書活動推進会議」

令和5年9月29日 10:00～

Zoomによるオンライン開催



01 | 開会

02 | 事務局報告①

03 | 協議① 埼玉県子供読書活動推進計画（第五次）に向けた課題の整理について

04 | 事務局報告②

05 | 協議② 埼玉県子供読書活動推進計画（第五次）の骨子案について

06 | 閉会



02-1. 計画体系、関連計画等

法律、国計画を参酌する。また、埼玉県計画の下位計画であることを踏まえ、次期計画を策定する必要がある。

法律、国の計画の位置づけ

- 子どもの読書活動の推進に関する法律
第二条に基本理念
第四条に地方公共団体の責務
第九条に都道府県計画策定について記載
- 第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」
基本方針
推進体制等について記載

▼
参酌

埼玉県の位置づけ

- 埼玉県5か年計画
針路5 未来を創る子供たちの育成
施策19 確かな学力と自立する力の育成
主な取組に「読書活動の習慣化の育成」記載
- 第3期埼玉県教育振興基本計画(第4期策定中)
目標1 確かな学力の育成
施策2 新しい時代に求められる資質・能力の育成
目標2 豊かな心の育成
施策6 豊かな心を育む教育の推進
主な取組に「読書活動の推進」記載

▼
踏まえて
作成

埼玉県子供読書活動推進計画

➤ 国計画や県上位計画で示している方針や状況を踏まえる必要がある。



02-1. 計画体系、関連計画等

| 法律、計画等 | 策定年、計画期間等 | 検討すべき内容等 |
|----------------------------------|--|---|
| 読書バリアフリー法 読書バリアフリー基本計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年6月（法律） ・令和2年7月（計画；R2～R6） | <ul style="list-style-type: none"> ・第6期埼玉県障害者支援計画にて反映 ・視覚障害者以外についても検討が必要か |
| 第6次 「学校図書館図書整備等5か年計画」 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年1月（計画；R4～R8） | <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等学校図書館における学校図書館図書標準達成、図書整備等の拡充を図る |
| 学習指導要領の改訂 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度～平成30年度改訂 ・令和2年度～令和4年度にかけて実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・「主体的・対話的で深い学び」「総合的な学習（探究）の時間」 ・各教科を横断的に捉え、学校図書館を活用した情報活用能力の指導 |
| 学校教育の情報化の推進に関する法律 学校教育情報化推進計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年6月（法律） ・令和4年12月（計画；今後5年間） | <ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童生徒が効果的に教育を受けることができる環境 ・学校図書館「学習センター」「情報センター」機能の強化 |
| こども政策の新たな推進体制に関する基本方針 こども基本法 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月閣議決定（基本方針） ・令和4年6月（法律） | <ul style="list-style-type: none"> ・子供の意見を積極的かつ適切に政策反映させること ・読書活動においても、意見の聴取等の機会を確保 |

➤ 関連法、計画等で示している方針も踏まえる必要がある。



02-2. 埼玉県子供読書活動推進計画（第四次：現行計画）における課題

目標については、目標値を達成することは難しい状況が続いている。

取組については、新型コロナウイルスの影響により一時的に実施を中止にしたものや、研修参加者数などが減少したものがあつた。

目標達成状況 ※別紙1参照

中止・変更があつた取組の例

数値が減少傾向にある取組の例

| | |
|--------------------------------|---|
| 全体目標 1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合 | × |
| 数値目標① 乳幼児と保護者がともに読書に親しむ事業の実施率 | × |
| 数値目標② 県内公立図書館における子供一人当たりの貸出冊数 | ○ |
| 数値目標③ 県立高校における読書活動推進に向けた取組の実施率 | × |
| 数値目標④ 「子ども読書の日」関連行事の県内市町村実施率 | × |
| 数値目標⑤ 県内市町村の「子供読書活動推進計画」の策定率 | × |

| |
|-------------------------------|
| 取組2 「埼玉県家庭教育アドバイザー」による啓発活動の充実 |
| 取組9 子供読書活動に携わる関係者への研修支援 |
| 取組10 県内各種図書館の交流・連携の推進 |
| 取組19 学校司書の配置・資質向上の促進 |

| |
|----------------------------------|
| 取組3 「子ども読書支援センター」による保護者への支援 |
| 取組9 子供読書活動に携わる関係者への研修支援 |
| 取組18 教職員の研修の実施 |
| 取組28 図書館利用に障害のある子供のための読書環境の整備・充実 |
| 取組32 「子ども読書の日」関連行事の実施 |

※各取組については別紙2参照

➤ ポストコロナの状況を踏まえつつ、次期計画の目標達成のためには実効性が高い取組を検討する必要がある。



02-3. 令和4年度埼玉県子供読書活動推進会議における意見

次期計画の方向性や、読書環境に対する課題などについてご意見をいただいた。

第1回会議：令和4年12月2日

第2回会議：令和5年3月13日

読書環境の変化とその影響

- デジタル化が進み、紙媒体である本の必要性が感じづらくなっている可能性がある。
例) 学校での一人一台端末による学習
出版業界での電子図書の隆盛
家庭での動画コンテンツ視聴 など
- コロナ禍において、人々の活動が制限されたため、読書活動の推進に大きな影響があったと思われる。
- 本と人（子供）とをつなぐ役割は「人」の存在が大きいのではないか。
- 本と人（子供）とをつなぐ役割は、保護者や司書だけでなく、学校や地域における大人の存在も含むものである。



- デジタル化を考慮した、**広義の読書活動**について検討する必要がある。
例) 電子書籍、オーディオブックなど
- 子供の読書活動を支えるための、**担い手の支援や協力体制の整備**が重要である。
例) 教員、ボランティア、地域書店など

第五次計画の目標

子供の読書活動の習慣化を推進（不読率の低減）することについて

- 市町村でも共通する課題である。
- 読書の習慣化を定着させるために、読書の楽しさと必要性を感じるような取組ができないか。
- 課題として、子供たちの読書に対する意欲が二極化している傾向があるのではないか。



- 全県的な読書活動の推進となるため、**現行計画からの継続する目標**とする。
- 他方で、子供の**読書意欲の差**や**読書環境の変化**を考慮した、目標の設定も必要である。

新規で実施すべき取組

- 読書の動機付けだけでなく、読書の楽しさを伝える取組も必要ではないか。
- 幼少期における読書環境を整備するためには、市町村（学校）支援も重要となる。
- 特別支援学校や貧困家庭などは、施設整備や環境面から子供が本を取りやすくする支援が必要である。



- 幼少期から**読書習慣を定着**させる環境をつくるためには、**市町村における取組が重要**であり、県は市町村を支援する必要がある。
- 県内のあらゆる子供が**読書に親しむための機会創出**を積極的に行う必要がある。



02-4. 埼玉県子供読書活動推進計画（第五次）に向けた課題の整理

計画全体にかかる課題

- **取組の実効性**
目標を達成できていない
ポストコロナなど社会情勢に合わせた取組
- **国計画や県上位計画の反映**
課題や方向性を合わせていく必要がある

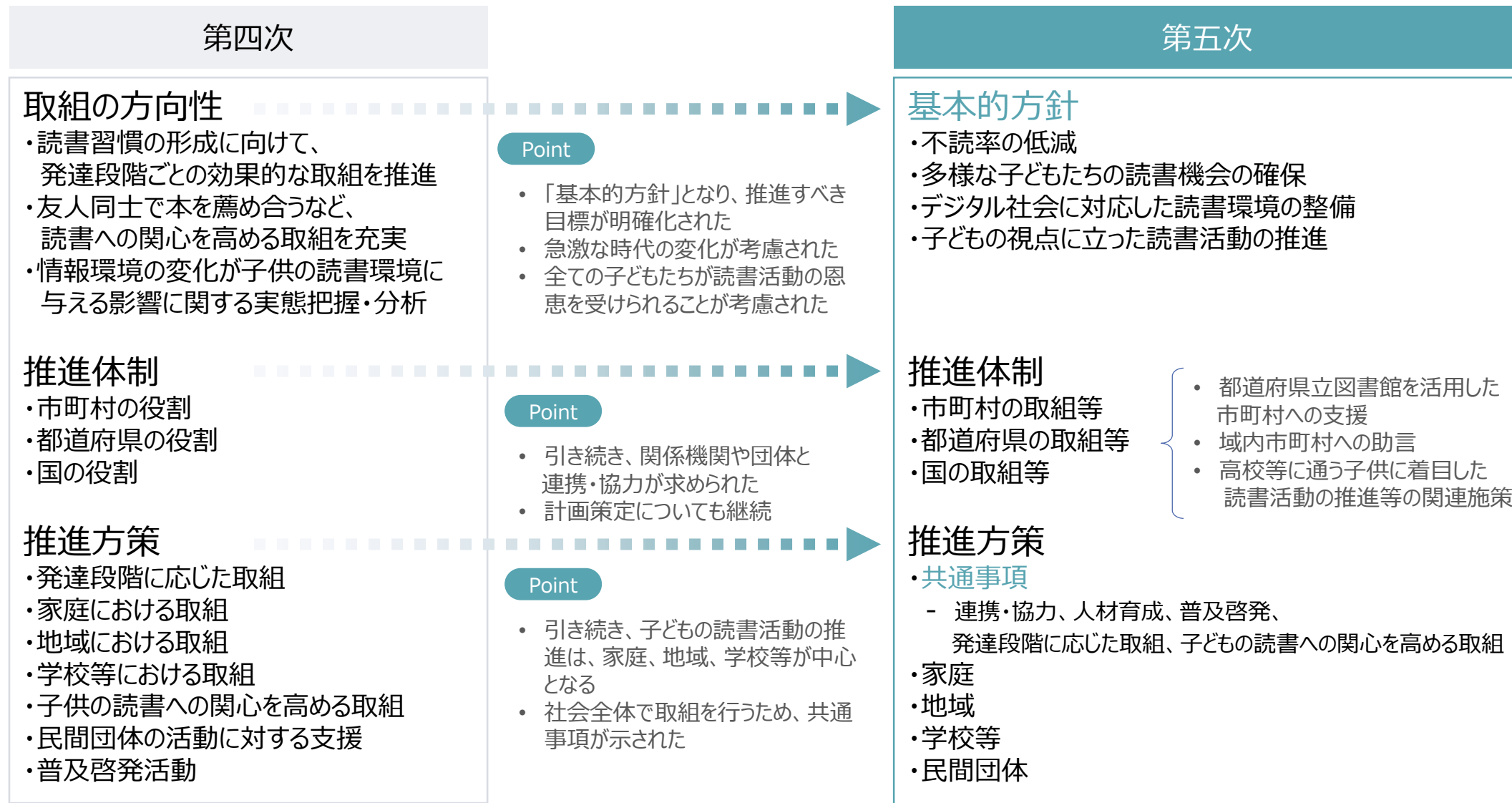
取組にかかる課題

- **デジタル化**
電子書籍など広義の読書活動の扱い
- **市町村（地域）への支援**
幼少期からの読書支援
地域の担い手や協力体制の支援
- **不読率の低減**
目標未達成
市町村でも共通の課題
- **子供たちの読書に対する意識の変化**
読書意欲の差
読書環境の変化
- **あらゆる子供への支援**
発達段階に応じた支援
障害や貧困等に配慮



04-1. 国の推進計画（概要）

第五次計画では基本の方針が示された。推進方策では、横断的に取組をするための共通事項が示された。



Point

- ・ 「基本の方針」となり、推進すべき目標が明確化された
- ・ 急激な時代の変化が考慮された
- ・ 全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられることが考慮された

Point

- ・ 引き続き、関係機関や団体と連携・協力が求められた
- ・ 計画策定についても継続

Point

- ・ 引き続き、子どもの読書活動の推進は、家庭、地域、学校等が中心となる
- ・ 社会全体で取組を行うため、共通事項が示された



04-2. 埼玉県子供読書活動推進計画（第五次）の骨子案

国計画を参考とし、基本方針を5つの新たな視点から構成する。推進方策における各取組は基本方針に対応するものとする。

第四次

基本方針

「～すべての子供たちに本との出会いを～」

1. 家庭、地域、学校における子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実
2. 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進
3. 子供が読書に親しむ推進体制の充実

推進方策

- I. 家庭における子供の読書活動の推進
- II. 地域における子供の読書活動の推進
 - 公立図書館
 - 児童館
 - 民間団体
- III. 学校等における子供の読書活動の推進
 - 幼稚園や保育所など
 - 小・中学校、高等学校、特別支援学校
 - 読書活動に支援が必要な子供
 - 家庭、地域との連携・協働
- IV. 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進
 - 「子ども読書の日」などの啓発・広報
 - 優良図書の普及
- V. 子供が読書に親しむ推進体制の充実
 - 県の推進体制
 - 市町村への支援



第五次

基本方針

「（仮）～すべての子供たちに本との出会いを～」

5つの新たな視点から基本方針を構成する

推進方策 ※5つの視点との対応は別紙2のとおり（現行取組ベース）

- I. 家庭における子供の読書活動の推進
- II. 地域における子供の読書活動の推進
- III. 学校等における子供の読書活動の推進
- IV. 子供が読書に親しむ推進体制の充実
 - 県の推進体制
 - 市町村への支援

I～IIIの方策は、下記事項の取組を実施していく

- 読書環境の整備
- 他機関や団体との連携
- 研修等の人材育成
- 広報や普及活動
- 発達段階に応じた取組
- 子どもの読書への関心を高める取組

Point

- ・ 現行計画の取組は、推進方策に基づき、基本方針との対応を考慮したうえで、基本的に継続していく
- ・ 新たな基本方針を踏まえ、次期計画の新規取組を検討する

5つの新たな視点（案）

1. 不読率の低減

| | |
|----|----|
| 家庭 | 地域 |
| 学校 | 体制 |

- ・ 現行計画からの継続であり、市町村においても共通課題
- ・ 読書習慣の形成、高校における読書活動の検討など

2. 多様な子供たちの読書機会の確保

| |
|----|
| 地域 |
| 学校 |

- ・ 県内のあらゆる子供が読書に親しむための機会
- ・ 特別支援学校の支援など

3. デジタル社会に対応した読書環境の整備

| |
|----|
| 学校 |
| 体制 |

- ・ 効果的に教育を受けることができる環境の整備
- ・ 先進的な取組の共有、クラウド化の検討支援など

4. 子供の視点に立った読書活動の推進

| |
|----|
| 学校 |
| 体制 |

- ・ 子供が主体的に読書活動を行う機会の創出
- ・ 子供の意見を聞き、反映させる機会の創出

5. 地域と連携した読書活動の拡大

| |
|----|
| 地域 |
| 体制 |

- ・ 市町村を支援する県としての役割
- ・ 読書ボランティア等の支援や連携体制の強化など